

尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅大学・尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）における競争的資金等の運営及び管理についての基本的な事項を定めることにより、競争的資金等に係る適正な運営及び管理並びに不正防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは、文部科学省及び関係府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 この規程において「構成員」とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。

3 この規程において「研究者」とは、本学において教育・研究又は研究補助に携わる者をいう。

4 この規程においてコンプライアンス推進責任者とは、武蔵ヶ丘キャンパス事務部及び九品寺キャンパス事務部（以下「各キャンパス事務部」という。）における競争的資金等の運営及び管理について、統括管理責任者を補佐するものをいう。

(経理事務の準拠)

第3条 競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該競争的資金等の取扱いについて定めがある場合はその定めるところによるが、それ以外については、学校法人尚絅学園経理規程、学校法人尚絅学園旅費規程及びこれらに基づく定めによるものとする。

(責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 競争的資金等に係る不正を防止し、適正な管理を促進するため、本学の研究者及び職員に対し研修を実施する。

(2) 最高管理責任者は、競争的資金等の使用及び事務処理手続きに関する事務手続を明確にし、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

(3) 最高管理責任者は、競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないよう、適切な職務分掌を定め、それを学内で合意形成し、明確に定めて理解を共有する。

- 5 統括管理責任者は、本学における競争的資金等の運営及び管理について、最高管理責任者を補佐するものとし、大学事務局長をもって充てる。
- 6 統括管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理について、不正防止対策の基本方針に基づき、学内全体を統括するための実質的な権限と責任を持つものとする。
- 7 統括管理責任者は、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者及び不正防止計画推進担当部署へ報告し、定期的に見直しを行うものとする。
- 8 コンプライアンス推進責任者は、各キャンパス事務部における競争的資金等の運営及び管理について、統括管理責任者を補佐するものとし、各キャンパス事務部の事務部長をもって充てる。
- 9 コンプライアンス推進責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) キャンパス内における不正防止対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) キャンパス内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、不正防止を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 10 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐するものとし、コンプライアンス推進責任者へ適切な管理・執行の情報が着実に伝達されるようにする。各キャンパス事務部教務課長をもって充てる。

(不正防止計画推進担当部署)

第5条 不正を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）を把握し、不正防止計画を策定及び推進するため、不正防止計画推進部署として「尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理委員会」（以下「研究倫理委員会」という。）をもって充てる。

- 2 研究倫理委員会は、不正防止計画推進部署として次に掲げる事項を扱う。
 - (1) 競争的資金等の運営及び管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 不正発生要因の把握及び不正防止計画の策定・実施、実施状況の確認に関すること。
 - (3) 競争的資金等の運営及び管理に係るモニタリングの実施に関すること。
 - (4) 研究者及び職員の行動規範の策定等に関すること。
 - (5) 適切なチェック体制の構築及びルールの一統にに係る提言に関すること。
 - (6) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

(相談窓口等の設置)

第6条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続及び使用に関する事務手続等に関し、学内外からの相談に対応するため、各キャンパス事務部に相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、各キャンパス事務部庶務会計課とする。
- 3 各相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務手続等に関し学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努め

るものとする。

(通報の取扱い、調査及び懲戒)

第7条 不正に係る調査の体制・手続等については、原則として「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規程」の調査に関する手続に準じて行うものとする。

2 通報の窓口の設置、通報の取扱い及び調査手続き等に関し必要な事項は「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程」に定める。

(調査結果への対応)

第8条 前条による調査の結果、不正の事実が判明したものへの対応については、学校法人尚絅学園就業規則に基づく懲戒処分の手続を行う。

2 本学と取引する業者が不正行為に関与している場合は取引停止とする。

(検収確認業務窓口の設置)

第9条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、検収確認業務窓口を置く。

2 検収確認業務窓口は各キャンパス事務部庶務会計課とする。

3 検収確認業務窓口においては、納品書及び請求書若しくは領収書等による現物照合を行う。

4 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収及び有形の成果物等における検収については、必要に応じて、これらの知識を有する発注者以外の者がチェックを行うものとする。

(監査体制)

第10条 最高管理責任者は競争的資金等の適正な執行及び管理運営のため、全学的視点から内部監査室の内部監査を受けなければならない。

2 上記内部監査については、「学校法人尚絅学園内部監査規程」に則って実施する。

3 最高管理責任者は、内部監査室が実施した内部監査の結果について報告を受けるものとする。

(規程の所管)

第11条 この規程に関する事務の所管は、九品寺キャンパス事務部教務課とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学園事務局との合議を経て、学長の決裁により行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月28日から施行する。